

3.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

豊川の維持管理は、「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」等の観点から、洪水時や渇水時だけでなく、平常時から豊川の有する機能が十分発揮できるよう、関係機関や地域住民等との連携を強化し、次の維持管理を実施する。

- ・ 平常時の管理
- ・ 洪水時の管理
- ・ 渇水時の管理
- ・ 地震時の対応
- ・ 水質事故への対応
- ・ 河川情報システムの整備

3.3.1 平常時の管理

河川は、洪水や渇水などにより日々その状況が変化していることから、河川を適正に管理するため、定期的な河川巡視や堤防除草等の維持管理を行う。

(1) 災害発生を防ぐための管理

① 河川管理施設等の維持管理

河川管理施設は、常にその機能を良好に保つ必要があるため、河川巡視等により施設状況を把握し、破損等に対しては適切な補修を行う。また豊川放水路分流堰、樋門、排水機場等については定期的な点検及び計画的な維持補修を行う。さらに、連続堤防の完成により二線堤となった堤防についても、整備水準を上回る洪水等による被害を最小限に抑えるため、適切に管理する。さらに、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、管理用通路を適正に維持管理するとともに、山付け区間や支川合流地点など、現在、河川沿いに巡視ができない区間についても、極力管理用通路を設置する。

許可工作物についても、河川管理上の支障とならないように、定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者に指導を行う。

② 河川管理施設の操作性向上

豊川放水路分流堰や樋門等の操作は、安全・確実性の確保のため、光ファイバーネットワークを利用した遠方監視等、施設管理の高度化、効率化を進める。

また、樋門等の操作を確実にを行うために、操作人を対象とした操作講習会を出水期前に定期的実施する。

③河道内樹木群の管理

河道内の樹木群については、良好な動植物の生息・生育環境及び良好な景観を形成しており、引き続き保全に努めるものとするが、治水対策上支障となる範囲については、河川環境の保全に配慮しつつ、災害防止の観点から必要に応じ樹木群の拡大防止等の伐採を行う。

④堤外耕作地への対応

豊川の堤外耕作地は肥沃な土壌を活用した露地野菜（大葉、食用菊等）や果樹（柿等）の栽培が盛んである。しかし、栽培等に伴う工作物の設置等は治水上支障があるので適正に指導を行う。

⑤不法係留対策

不法係留船舶等が増加している状況を踏まえて、適正に除去するとともに、市町村及び警察機関等の関係機関と連携を図りながら、計画的に不法係留対策を行う。

⑥水防団等との連携

堤防等により洪水を安全に処理することには限界があることから、洪水による被害を軽減するための水防活動が不可欠であり、流域の人々の生命、財産を守るには水防団等の役割は非常に重要なものである。平常時においても水防活動に万全を期すため、関係機関で組織している「豊川水防連絡会」を開催し、出水期前の合同巡視により重要水防箇所の確認を行うほか、情報連絡体制の充実を図る。

また、水防資機材の充実や計画的な二種側帯等の整備を図り、確実・迅速な水防活動が行えるように備える。

⑦危機管理体制の強化

整備水準を上回る洪水等による被害の軽減を図るために、重要水防箇所や浸水想定区域図の公表や沿川市町村によるハザードマップの作成支援などのほか、関係機関や地域住民間の情報伝達体制の整備等の危機管理体制の充実を図る。

また、地震による二次災害の防止を図るために、関係機関とも連携して地震時の情報連絡体制、地震後点検の体制、点検方法等を定める。

(2) 低水管理

河川環境の保全や既得用水の取水の安定化等、流水の正常な機能の維持増進を図るため、水量水質の監視を行うとともに、利水者との情報伝達体制を整備して河川流量やダム貯留量等の情報収集及び提供に努めつつ、河川管理施設や複数の利水施設の連携による河川流水の総合的運用を行い水資源の有効利用を図る。

また、日頃から河川管理者と利水者相互の情報交換を行って理解を深め、渇水時の水利調整の円滑化を図る。

(3) 河川空間の適正な保全と利用

① 河川空間の管理

豊川の河川空間の保全と利用にあたっては、河川水辺の国勢調査等の調査結果に基づき、河川の保全と利用が調和した豊川の河川空間環境を整備・保全できるように適正に管理する。

なお、河川敷地の占用にあたっては、その目的と治水上、環境上及び他の占用施設への影響を総合的に勘案するとともに、市町村等の地域の意見を聴いた上で、許可を行う。

また、定められた許可条件に基づき、占用施設が適正に管理されるように施設管理者を指導する。

② 不法投棄対策

豊川においては小、中学校による「豊川クリーン活動」が行われており、これらの活動を広め、河川愛護思想の啓発・普及に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携して、河川清掃の実施、河川巡視の強化を図るほか、警告看板の設置、車止めの設置などの適正な対策を講じる。

(4) 河川情報の収集及び提供

河川の維持管理のために必要な河川の水位、流量、水質や、流域内の雨量等の河川情報の収集整理を行う。特に、水位や雨量の河川情報は、洪水時の排水機場、樋門等の施設操作、洪水予報、水防活動及び渇水対策などの基礎情報となることから、テレメータ等によりリアルタイムで収集し、防災対策等に必要な河川情報を関係機関へ提供する。

3.3.2 洪水時の管理

河川がひとたび氾濫すると、流域の人々の生命、財産に多大な被害を生じることになるため、洪水被害の未然防止及び軽減を図るための管理を行う。

(1) 洪水予報及び水防警報等

豊川及び豊川放水路は、「洪水予報指定河川」に指定されていることから、洪水予測システムにより出水の状況を予測し、名古屋地方气象台と共同して洪水予警報の迅速な発令を行うとともに、関係機関で組織している「豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会」と相互に迅速、確実な情報連絡を行い、洪水被害の未然防止及び軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により、円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図る。さらに、洪水時の水位や雨量等の情報は河川情報サービス等を通じて速やかに住民等に提供する。

(2) 出水時巡視

堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動等が行えるように巡視を行う。

(3) 河川管理施設の操作

豊川放水路分流堰や樋門等の河川管理施設の操作は、操作規則等により適正に行う。

(4) 警戒避難の支援

流域の人々の生命、財産に被害が生じるおそれのある場合は、地元市町村長が避難のための立退きを勧告し又は指示をすることができる。このため、市町村長が適切・迅速に勧告又は指示判断ができるよう、その判断材料となる河川の水位や雨量及び河川の状況等を市町村長に提供する。

(5) 河川管理施設の災害復旧

洪水により河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。

3.3.3 渇水時の管理

渇水時における河川環境の保全と取水の安定化等のため、水量水質の監視を行うとともに、河川流水の総合的運用による補給の調整等を行う。

渇水時の水利使用の調整には、水利使用者による節水対策を協議する「豊川用水節水対策協議会」により調整が行われているが、さらに、節水対策だけでは対応しきれない異常な渇水時には、関係行政機関で構成される「豊川緊急渇水調整協議会」を開催し、水利使用の調整が円滑に行われるよう、必要な情報の提供等に努める。

3.3.4 地震時の対応

事前に定めた地震時の情報連絡体制、地震後点検の体制及び点検方法等に基づき、迅速な対応を行い、二次災害の防止を図る。

また、設楽町、新城市、豊川市、小坂井町、豊橋市が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから、警戒宣言が発令された時は、情報連絡体制を整えると共に、事前点検及び資機材配備等を行い、地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策のための準備を図る。

3.3.5 水質事故への対応

油類や有害物質が、河川へ流入する水質事故の被害を最小限に止めるために、主要地点において水質自動監視装置により水質監視を行うとともに、「豊川水系水質汚濁対策連絡協議会」を活用し、情報連絡体制を充実させる。また、水質事故に円滑な対応が図れるよう水質事故処理の訓練等を実施する。

(1) 資機材の準備

豊川の水質事故は油流出事故が多く、水質事故対策資機材はオイルフェンス、吸着マットが主となる。また、有害物質の把握には簡易な水質試験で初期判断する必要がある。このため、事故対応に必要な資機材を準備する。

(2) 水質事故対策技術の習得

豊川では、水質事故を想定した訓練を実施しており、今後も継続実施し、水質事故対策技術の向上を図る。

(3) 水質事故時の対応

水質事故が発生した場合は、「水質事故対策マニュアル」に基づき事故状況、被害状況及び原因把握を迅速に行い、関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止のための適切な指導を行う。また、河川巡視を強化すると共に主要地点で水質試験を行うとともに、必要に応じてオイルフェンス、吸着マットを設置するなど下流への拡散防止を図る。

3.3.6 河川情報システムの整備

河川の水位や雨量等の河川情報は洪水等による被害を軽減するために重要である。

このため、光ファイバーネットワークの構築、IT関連施設の整備等を行い、防災対策に必要な水位や雨量等の情報、河川管理施設の操作情報、CCTVの画像情報などを迅速かつ正確に沿川住民や関係機関に提供する。